

## 合併後に見込まれる由比町のメリット

**【住民生活に関連の深い主な事業】**

No.	事務事業等の名称	現 状			合併後の由比町のメリット（見込み）※1	
		静岡市		由比町		
		区 分	保 育 料 (A)	保 育 料 (B)	※参考比較額 (A) - (B)	
1	公立保育園 3歳未満児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円	0円	○住民税課税世帯 までは、左記のと おり保育料が減額 となる。  ※参考比較額は単 純に比較した金額 であり、実際の保 育料はケースによ り異なり、記載以 上に影響が出る場 合がある。
		住民税非課税世帯	0～2,000円	4,500円	△4,500～△2,500円	
		住民税課税世帯	6,500～8,500円	14,000円	△7,500～△5,500円	
		所得税課税世帯	13,300～51,200円	23,000～45,000円	△9,700～6,200円	
2	3歳児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円	0円	
		住民税非課税世帯	0～1,500円	3,500円	△3,500～△2,000円	
		住民税課税世帯	4,000～7,000円	11,000円	△7,000～△4,000円	
		所得税課税世帯	12,000～31,000円	20,000～28,000円	△8,000～3,000円	
3	4歳以上児 保育料 (月額)	生活保護世帯	0円	0円	0円	
		住民税非課税世帯	0～1,500円	3,500円	△3,500～△2,000円	
		住民税課税世帯	4,000～7,000円	11,000円	△7,000～△4,000円	
		所得税課税世帯	12,000～25,200円	19,000～25,000円	△7,000～200円	
4	はり・きゅう、 マッサージ費用助 成事業	○対象：75歳以上の方 ○内容：1回につき、自己負担1,000円で利用できる券を年 6回分交付		○該当なし	○対象者は新たに、年6回まで自己負担 1,000円ではり・きゅう、マッサージが利 用できる。	
5	自動消火器 給付事業	○対象：65歳以上のひとり暮らし又は高齢者のみの世帯で 生活保護を受けている者又は市県民税非課税である者若し くは市県民税の算定の基礎となる合計所得金額が145万円 以下である者 ○内容：業者が対象者宅を訪問し、自動消火器を設置する。 (設置機器は、設置場所を確認、決定)		○該当なし	○対象者は新たに、自動消火器の給付が 受けられる。	
6	高齢者住宅改 造費助成事業	○対象：65歳以上で、日常生活に支障のある方が、お住ま いになっている家庭で、改造等によって安心して健やかな 生活ができるよう住宅を改造する者 ○補助対象限度額：100万円 ○所得制限：世帯全員（改造後同居予定の者も含む）及び対 象者を扶養親族として所得税の扶養控除を受けている者の前 年の所得税額の合計が、397,000円以下の家庭		○該当なし	○対象者は新たに、限度額100万円の補助 が受けられる。	

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
7	外国人障害者福祉金給付事業	<p>○対象：昭和57年1月1日以前に満20歳に達していたために、障害者基礎年金を受けることができなかった外国人で、障害の認定日において満70歳未満の人</p> <p>○内容：月額27,000円</p>	○該当なし	○対象者は新たに、月額27,000円の給付が受けられる。
8	障害者福祉 重度身体障害者（児）タクシー利用料助成	<p>○対象： ・身体障害者1～2級（聴覚・音声言語障害を除く）、知的障害A級 ・電動車椅子又はリクライニング式車椅子の交付を受けている方（車いす用タクシー）</p> <p>○内容：・550円×24枚交付 ・500円×48枚（車いす用）</p>	○該当なし	○対象者は新たに、 ・13,200円（550円×24枚） ・24,000円（500円×48枚、車いす用）のタクシー利用料助成が受けられる。
9	重度心身障害児扶養手当	<p>○対象：身体障害者手帳1～3級又は重度の知的・精神の障害を有する20歳未満の児童を扶養している方</p> <p>○内容：月額3,000円 ただし、特別児童扶養手当を所得制限により受給できない方は月額5,000円</p>	○該当なし	○対象者は新たに、月額3,000円の手当が受けられる。
10	融資制度 産業振興資金	<p>○融資対象及び資金使途：従業員数300人以下（小売業は50人以下、卸売・サービス業は100人以下）で、市内に事業所もしくは事務所を有し、1年以上同一事業を営む 中小企業者の運転・設備資金。納期の到来した市税を納付済のこと。（静岡市税納税者に限る）</p> <p>○貸付限度額：20,000千円</p> <p>○貸付期間及び返済方法：7年以内（1年以内据置可能）元金均等月賦返済</p> <p>○利率：年1.3%</p> <p>○市利子補給率：年1.07%</p>	○該当なし	○対象者は新たに、限度額20,000千円の貸付が受けられる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称		現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
			静岡市	由比町	
11	融資制度（続き）	開業・転業支援資金	<p>○融資対象及び資金用途：起業者が1年以上市内に住所を有し開業準備に着手している25歳以上のもので市税を完納している者。転業者は、転業前の事業を市内で3年以上営んでいた者。</p> <p>○貸付限度額：8,000千円</p> <p>総事業費（土地代は除く）の2/3以内</p> <p>○貸付期間及び返済方法：5年以内（6か月以内の据置可能）元金均等月賦返済</p> <p>○利率：年1.9%</p> <p>○市利子補給率：年0.47%</p>	○該当なし	○対象者は新たに、限度額8,000千円の貸付が受けられる。
12		中小企業高度化資金	<p>○融資対象及び資金用途：市内中小企業等協同組合及び同組合員に対する運転及び設備資金</p> <p>○貸付限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合 100,000千円</li> <li>・転貸資金 100,000千円</li> <li>・組合員 20,000千円</li> </ul> <p>○貸付期間及び返済方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短期資金 1年以内</li> <li>・長期資金 7年以内</li> <li>・一時払い又は元金均等割賦返済（1年以内据置可能）</li> </ul> <p>○利率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・組合貸 短1.9% 長2.0%</li> <li>・組合員貸 短2.1% 長2.2%</li> </ul> <p>○市利子補給率：年0.17%～0.45%</p>	○該当なし	○対象者は新たに、限度額 ・組合 100,000千円 ・転貸資金 100,000千円 ・組合員 20,000千円 の貸付が受けられる。
13	利子補給	勤労者教育資金利子補給制度	<p>○制度内容：勤労者が労働金庫から受ける教育資金の融資に対し、利子補給を行う制度。勤労者が労働金庫から教育資金の融資を受けた場合、同金庫を通じて利子補給金を交付することにより、教育資金の融資円滑化を促進する。</p> <p>○利子補給内容：年2.0%以内 5年間</p>	○該当なし	○対象者は新たに、2.0%以内の利子補給が受けられる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
14	漁港工事 漁協負担金	○該当なし	○由比港の整備に当たり、由比港漁業協同組合（漁業者）から負担金を徴収。 ・平成19年度負担金（予定）：29,000千円	○静岡市では、漁港の基本施設整備に負担金を徴収していないことから、合併後は漁業者には大幅な負担減となる。
15	家庭ごみ指定袋	○市の指定袋・認定袋は <b>処理手数料無料</b> ※指定袋販売料金は小売店により異なる。 ・大（45ℓ） 8～9円程度 ・小（20ℓ） 6～7円程度	○指定袋販売料金（処理手数料） ・大（45ℓ） 25円 ・中（30ℓ） 20円 ・小（20ℓ） 15円	○ <b>処理手数料は無料</b> となる。 ・スーパー等のレジ袋も利用可能となる（市が認定した袋のみ） ・指定袋を購入する場合は、袋代のみの負担となり、大サイズでは、 <b>16円程度減額</b> となる。
16	資源ごみリサイクル活動奨励金	○町内会又は自治会などの集団資源回収事業に協力する団体に対し、基本額・世帯割額及び回収した資源ごみ（空き缶、空きびん）の重量に応じて <b>奨励金を交付</b> する。	○該当なし	○町内会又は自治会などの集団資源回収事業に協力する団体に対し、回収した資源ごみ（空き缶2円/kg、空きびん1円/kg）の重量に応じて <b>新たに奨励金が交付</b> される。
17		○町内会、自治会、子供会などの団体が資源として再利用できる古紙類及び繊維類を回収し、古紙回収業者に引渡し重量により <b>奨励金を交付</b> する。		○町内会、自治会、子供会などの回収に対し、 <b>古紙類等単価 4円/kgの奨励金</b> が新たに交付される。
18	水道各種手数料	○給水栓の開閉 ・開始、中止、廃止手数料・・・ <b>無料</b> ○水道の証明 ・使用証明書・・・・・・300円 ・水道料等の支払済額について・・・ <b>無料</b>	○給水栓の開閉 ・開始、中止、廃止手数料・・・・300円 ○水道の証明 ・使用証明書・・・300円 ・納付証明書・・・300円	○由比町のみ徴収している <b>給水使用開始及び中止又は廃止手数料は、無料</b> となる。 ○支払済額の証明が <b>無料発行</b> となる。
19	加入者負担金（水道）	○該当なし	○対象は新設工事申請者負担金：13mm 42,000円 20mm 73,000円等	○静岡市は徴収していないため <b>加入者負担金は0円</b> となる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
20	奨学金	<p>○対象：保護者が静岡市内に住所を有する者で、高校、大学（短大、専修学校を含む）に入学または在学中の学生・生徒で、修学能力が認められる場合、奨学金が受けられる。（選考あり）</p> <p>○奨学金の種類</p> <p>【育英奨学金】 （正規の修学期間貸与 利息：なし）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学生 月額 20,000円</li> <li>・短大生 月額 15,000円</li> <li>・高校生 月額 8,000円</li> </ul> <p>【篤志奨学金】 （入学一時金として給付）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短大、大学生 100,000円</li> <li>・高校生 50,000円</li> </ul>	○該当なし	○新たに、奨学金制度の利用が可能となる。 （利用は平成21年度から）
21	集会所建設費補助金	<p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自治会等が実施する集会所の建設、修繕等</li> </ul> <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の70%を補助。（世帯数による補助対象限度面積、㎡単価の上限あり）</li> </ul>	<p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区が実施する集会所の建設、修繕等</li> </ul> <p>○補助率</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業費の3分の1を補助。（補助限度額1千万円）</li> </ul>	○補助率が拡大する。 ・由比（1/3）→静岡（7/10）
22	各区（自治会）防犯街灯電気料助成金	○補助対象 ・中部電力の9月分領収証の金額（うち公衆街路灯契約を結んでいる防犯灯を対象）×12	○補助対象、補助率 ・9月分の防犯灯の電気料金領収証の金額×12×2/5以内を補助	○対象の防犯街灯の補助率が拡大する。 ・由比（2/5）→静岡（10/10）
23	布団類の収集	【蒲原地区の例】 ○布団、羽毛ふとん、座布団、毛布、マットレス、クッション、じゅうたん、カーペットなどは、自治会ごとに決められた場所で2か月に1回、回収。	○30cm以内に裁断し、指定ごみ袋に入れて排出する。	【蒲原地区の例を適用する場合】 ○30cm以内に裁断する必要がなく排出時の負担が軽減される。
24	不燃・粗大ごみの収集	○電話又はインターネット等で申し込みを行う月1回の戸別収集（収集車が自宅に伺う）。 ・収集予定日の1週間前の同じ曜日までに受付センターに電話で申し込み。 ・インターネットでの申し込みも可能	○粗大ごみは、収集しない。（処理業者を紹介） ○不燃ごみは、指定日に各ステーションへ排出する。	○電話の申し込み等により月1回の戸別収集が可能となる。 ○木製品などの粗大ごみは30cm以内の裁断の必要がなく排出時の負担が軽減される。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
25	不燃・粗大ごみのふれあい収集	○自ら、不燃・粗大ごみを屋外まで持ち出すことが困難な高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等を対象に、不燃・粗大ごみを屋内より運び出し、収集を行う。	○該当なし	○高齢者のみの世帯、障害者のみの世帯等の日常生活における負担が軽減される。
26	コールセンターの設置(上下水道お客様サービスセンター)	○水道、下水道の使用開始・中止や、口座振替手続きの問い合わせなどに対応する。 ○問い合わせの方法及び対応時間等 ・電話：平日のみ（午前8時30分から午後7時） ・FAX、電子メール：年中無休（24時間受信） ※3・4月の引越しシーズンは、土、日、祝日も受付を行う。	○該当なし	○来庁以外に、専用窓口電話やインターネット等の利用により、使用開始、中止手続きが可能となる。 ○受付時間が延長される。
27	コールセンターの設置(市役所いつでも電話サービス)	○市のサービス内容や手続き、施設の案内やイベント情報など、暮らしの様々な問い合わせに対応する。 ○問い合わせの方法及び対応時間等 ・電話：年中無休（午前8時から午後9時） ・FAX、電子メール：年中無休（24時間受信）※コールセンター終了後のFAX、電子メールによる問い合わせについては、コールセンターの始まる午前8時以降に回答。	○該当なし	○休日や時間外においても専用窓口電話で様々な問い合わせが可能となる。
28	点字広報の編集	○「広報しずおか」の点字版を作成。視覚障害者に送付 ・縮訳版：月1回（1日） ・全文版：月2回（1日、15日）	○該当なし	○視覚に障害がある方へのサービスが充実する。
29	市民サービスコーナーの設置	○市内に25か所あり、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明、税証明の交付を行っている。 ○一部の市民サービスコーナーでは、転入や転出、出生、婚姻などの届け出も受け付けている。 ○受付時間：午前8時30分～午後5時 ○休業日：土・日曜日、祝・休日	○該当なし	○利用可能な窓口が増加し、通勤・通学先で証明等の発行が可能となる。
30	暮らしの便利帳	○市の業務を網羅的に掲載した「暮らしの便利帳」を発行。A4版96ページ。 ・原則3年ごとに全戸配布。その他の年も、転入者や希望者にはその年の最新版を提供する。	○該当なし	○市のサービスや利用できる施設について知ることができる。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。

No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
31	自動交付機の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>○印鑑登録証明書、住民票の写しの発行</li> <li>○利用の際は、自動交付機用に暗証番号を登録した印鑑登録証、市民カードまたは住民基本台帳カードが必要。</li> <li>○設置場所：葵区役所、駿河区役所、清水区役所、長田支所、蒲原支所</li> <li>○利用日時（12月29日～1月31日は休業） <ul style="list-style-type: none"> <li>・月～金曜日（午前9時～午後7時）</li> <li>・土・日曜日・祝・休日（午前9時～午後5時）</li> </ul> </li> </ul>	○該当なし	○休日や平日の時間外でも印鑑登録証明と住民票の写しが自動交付機で発行可能となる。（自動交付機用に暗証番号を登録した印鑑登録証、市民カードまたは住民基本台帳カードが必要。）
32	消費生活相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悪質商法等の消費生活相談業務</li> <li>○解決に必要な斡旋等を行なう。</li> <li>○内容を消費生活相談カード直接作成システムに記録し、PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）を通じて国民生活センターに伝送する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○悪質商法等、消費生活相談業務。</li> <li>○県中部県民センターとの連絡調整PIO-NET（全国消費生活情報ネットワークシステム）には接続されていない。</li> </ul>	○相談窓口は、本庁の消費生活センター及び清水区役所内の消費生活センター清水窓口の2か所となり、常時専門的な相談が可能となる。
33	斎場の利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○斎場は、市内に4か所あり、いずれの斎場も利用可能。</li> <li>○使用料 <ul style="list-style-type: none"> <li>・静岡斎場、清水斎場、井川分場は死亡時に静岡市に住所があった方は無料</li> <li>・庵原斎場は、蒲原地区に住所があれば組合組織内料金4,000円（蒲原地区に住民登録されていない方は組合内組織料金以外となる）</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○庵原斎場を使用</li> <li>○町民の使用料は4,000円</li> </ul>	○静岡、清水の斎場が無料で利用可能となる。
34	ハチ等駆除事業(蜂捕獲処理委託業務)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>みつばち（分蜂した群、巣）</li> <li>すずめばち（巣）</li> <li>・公共施設、民家等ともに対象</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>公共施設・公共用地内にできた蜂の巣、ハチの群れ（民家等は対象外）</li> </ul> </li> </ul>	○民家も無料で駆除の対象となる。
35	図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内に10か所あり、市内にお住まいの方、通勤、通学の方を対象に、無料で本・CDなどの貸し出しや調べものの相談を行っている。</li> <li>○休館日、開館時間は施設によって異なる。</li> </ul>	○図書館はない。（中央公民館内に図書室が1か所あり）	○利用可能な公共施設が増加する。

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。



No.	事務事業等の名称	現 状		合併後の由比町のメリット（見込み）※1
		静岡市	由比町	
36	スポーツ施設の利用・予約	<p>○スポーツ施設の抽選の申込みや空き施設の予約が、利用する施設の窓口のほかに電話、インターネットを利用して自宅、最寄りのスポーツ施設などからできる。（一部対応しない施設もある）</p> <p>○サービス提供時間</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話音声応答・インターネット…毎日午前7時から午後10時まで</li> <li>・街頭端末…それぞれ設置する施設の開館時間により異なる。</li> </ul>	<p>○スポーツ施設の使用申込みや空き施設の予約は、教育委員会の窓口と電話にて受付。</p> <p>○受付時間等：平日の午前8時15分から午後5時15分まで</p>	<p>○休日や時間外においても電話等で申し込みが可能となる。（※ただし、由比町の施設分については、新規で開発するシステムにて対応（平成21年度以降の予定））</p> <p>○利用可能なスポーツ施設が増加する。</p>

※1：「合併後のメリット（見込み）」欄は、静岡市の現状を適用した場合の見込みであり、内容が変更される場合がある。